

広島県告示第七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和六年七月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

安芸高田市八千代町向山字鳥屋ケ丸一〇〇〇一の二三一（次の図に示す部分に限る。）、
一〇〇〇一の二三二、山県郡北広島町南方字青木ケ原山一六一七三の一八から一六一七三
の二〇まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課並びに安芸高田市役所及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）